

多可町立中町中学校閉校記念事業実行委員会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、「多可町立中町中学校記念事業実行委員会」と称し、事務局を同校内（多可町中区奥中588番地）に置く。

（目的）

第2条 本会は、令和7年度末をもって閉校することとなる「多可町立中町中学校」の閉校にかかる各種記念事業を円滑に推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 閉校記念行事の実施に関すること
- （2） 閉校記念印刷物の作成に関すること
- （3） その他、目的達成に必要な事業

（構成員）

第4条 中学校区の区長代表・校長・教頭・PTA（会長・副会長）・有識者等、その他本会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

（組織）

第5条 本会に次の機関を置く。

- （1） 役員会
- （2） 部会

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会長（1名）
- （2） 副会長（1名）
- （3） 書記（会計）（1名）
- （4） 部会部長及び副部長
- （5） 監事（1名）

（役員の選出）

第7条 役員は会員の中から選出する。部会部長及び副部長については、部会部員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記(会計)は会長の指示に従い、本会の庶務及び会計事務を総轄する。
- (4) 部会部長は、各部会を代表し、会務を総括する。また、部会副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合は、その職務を代行する。
- (5) 監事は、本会の実施事業及び会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は、本会の全ての事業が終了し、本会が解散するまでの間とする。

(役員会)

第10条 役員会は、本会役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。
- 3 役員会は、諸議案や、専門部会等で協議した各種事業の実施内容等について協議決定する。

(部会)

第11条 本役員会に、次の部会を置き、次の業務を行う。

- (1) 記念行事部会 ・閉校記念行事等の企画立案
- (2) 記念印刷部会 ・記念印刷物の企画立案作成

(会計)

第12条 本会に要する経費は、町補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計期間は、実行委員会設立から、本会が解散するまでの間とする。

(残金の取り扱い)

第13条 本会の事業を終結し精算を行い、残金が生じた場合においては、町会計に納入する。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

多可町立加美中学校閉校記念事業実行委員会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、「多可町立加美中学校記念事業実行委員会」と称し、事務局を同校内（多可町加美区豊部300番地）に置く。

（目的）

第2条 本会は、令和7年度末をもって閉校することとなる「多可町立加美中学校」の閉校にかかる各種記念事業を円滑に推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 閉校記念行事の実施に関すること
- （2） 閉校記念印刷物の作成に関すること
- （3） その他、目的達成に必要な事業

（構成員）

第4条 中学校区の区長代表・校長・教頭・PTA（会長・副会長）・有識者等、その他本会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

（組織）

第5条 本会に次の機関を置く。

- （1） 役員会
- （2） 部会

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会長（1名）
- （2） 副会長（1名）
- （3） 書記（会計）（1名）
- （4） 部会部長及び副部長
- （5） 監事（1名）

（役員の選出）

第7条 役員は会員の中から選出する。部会部長及び副部長については、部会部員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記(会計)は会長の指示に従い、本会の庶務及び会計事務を総轄する。
- (4) 部会部長は、各部会を代表し、会務を総括する。また、部会副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合は、その職務を代行する。
- (5) 監事は、本会の実施事業及び会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は、本会の全ての事業が終了し、本会が解散するまでの間とする。

(役員会)

第10条 役員会は、本会役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。
- 3 役員会は、諸議案や、専門部会等で協議した各種事業の実施内容等について協議決定する。

(部会)

第11条 本役員会に、次の部会を置き、次の業務を行う。

- (1) 記念行事部会 ・閉校記念行事等の企画立案
- (2) 記念印刷部会 ・記念印刷物の企画立案作成

(会計)

第12条 本会に要する経費は、町補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計期間は、実行委員会設立から、本会が解散するまでの間とする。

(残金の取り扱い)

第13条 本会の事業を終結し精算を行い、残金が生じた場合においては、町会計に納入する。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。

多可町立八千代中学校閉校記念事業実行委員会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、「多可町立八千代中学校記念事業実行委員会」と称し、事務局を同校内（多可町八千代区中野間680番地）に置く。

（目的）

第2条 本会は、令和7年度末をもって閉校することとなる「多可町立八千代中学校」の閉校にかかる各種記念事業を円滑に推進することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1） 閉校記念行事の実施に関すること
- （2） 閉校記念印刷物の作成に関すること
- （3） その他、目的達成に必要な事業

（構成員）

第4条 中学校区の区長代表・校長・教頭・PTA（会長・副会長）・有識者等、その他本会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

（組織）

第5条 本会に次の機関を置く。

- （1） 役員会
- （2） 部会

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1） 会長（1名）
- （2） 副会長（1名）
- （3） 書記（会計）（1名）
- （4） 部会部長及び副部長
- （5） 監事（1名）

（役員の選出）

第7条 役員は会員の中から選出する。部会部長及び副部長については、部会部員の中から会長が指名する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務については、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は、その職務を代行する。
- (3) 書記(会計)は会長の指示に従い、本会の庶務及び会計事務を総轄する。
- (4) 部会部長は、各部会を代表し、会務を総括する。また、部会副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合は、その職務を代行する。
- (5) 監事は、本会の実施事業及び会計事務を監査する。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は、本会の全ての事業が終了し、本会が解散するまでの間とする。

(役員会)

第10条 役員会は、本会役員をもって構成し、会長が招集する。

- 2 役員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。
- 3 役員会は、諸議案や、専門部会等で協議した各種事業の実施内容等について協議決定する。

(部会)

第11条 本役員会に、次の部会を置き、次の業務を行う。

- (1) 記念行事部会 ・閉校記念行事等の企画立案
- (2) 記念印刷部会 ・記念印刷物の企画立案作成

(会計)

第12条 本会に要する経費は、町補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計期間は、実行委員会設立から、本会が解散するまでの間とする。

(残金の取り扱い)

第13条 本会の事業を終結し精算を行い、残金が生じた場合においては、町会計に納入する。

附 則

この規約は、令和7年 月 日から施行する。